

松橋高校生徒心得

1 生活に関する事項

(1) 「松高マナー」の徹底

現在、次の3項目を重点目標とし、学校の活性化に取り組んでいます。

ア 制服の正しい着こなし

スカートを短くしたり、シャツを外に出したりせず、端正な服装を心掛ける。

イ 大きな声であいさつ

気持ちの良いあいさつは人間関係に潤いを与えます。相手に分かれるよう、はっきりした声であいさつをするよう心掛ける。

ウ 正しい言葉遣い

先生方や友だちへの言葉遣い等、相手に不快な気持を起こさせないよう留意して話すことを心掛ける。

(2) 学校全体のきまり

ア 登下校時刻

始業は8時30分です。8時30分に教室に入室し着席していない場合は遅刻となります。遅刻した場合は、職員室で入室許可証を記入し、授業担当者に提出、許可を受けて授業に参加する。

授業の後、終礼を行い、通常15時50分ごろ終了します。部活動など特別な活動をしない生徒は下校となります。

イ 欠席・遅刻・早退・欠課

学校生活の基本は欠席・遅刻・早退・欠課をしないことです。欠席・遅刻・早退・欠課は生活の乱れにつながります。安易に欠席・遅刻・早退・欠課をしないように心掛けてください。

ウ 病気、その他の理由でやむを得ず欠席する場合

必ず保護者が学校、担任へ御連絡ください。なお、定期考査（中間・期末考査等）の欠席は、理由を証明するもの（診断書等）が必要となります。

エ 病気、その他の理由でやむを得ず早退する場合

担任の許可を得て「早退許可証」を持って帰宅します。

オ 始業より放課まで（8時30分～15時50分）の外出

原則として禁止します。校外に出る必要がある時は、担任の許可を得て「外出許可証」を持参します。

カ 受験・対外競技出場・校務のための欠席

事前に届け出れば公欠扱いとなります。

キ 忌引日数は、次のとおりです。

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじ・おば1日

ク 通学について

通学は、徒歩・バス・列車・自転車・保護者による送迎を原則とします。

(3) 服装・頭髪のきまり

服装は、清潔・端正な身だしなみを心掛け、華美にならないようにする。

ア 服装（イラスト参照）

冬服

- ・本校規定のグレーの詰襟学生服、グレーの冬ズボン、緑の長袖カッターシャツ
- ・本校規定のグレーのジャケット、チェックのプリーツスカート、白の長袖ブラウスリボン
- ・詰襟学生服又はジャケットの下に本校規定のセーターを着用してもよい。

夏服

- ・本校規定の緑の半袖シャツ、グレーの夏ズボン
- ・本校規定の緑の半袖セーラー、グレーのプリーツスカート、グリーンのリボン
- ・半袖セーラーの上に本校規定の白のカーディガンを着用してもよい。

靴下

- ・華美でない（白・黒・紺等）のソックス、黒タイツ

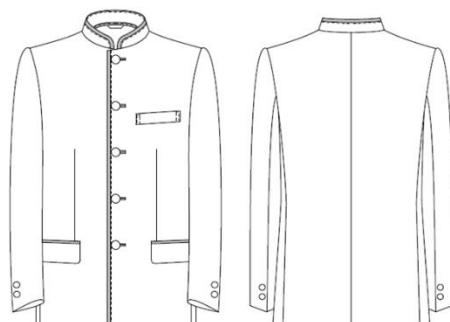
インナー

- ・外から見て、分からぬ程度の色や柄にする。ハイネックや首元から柄や派手な色が見えるものは認めない。

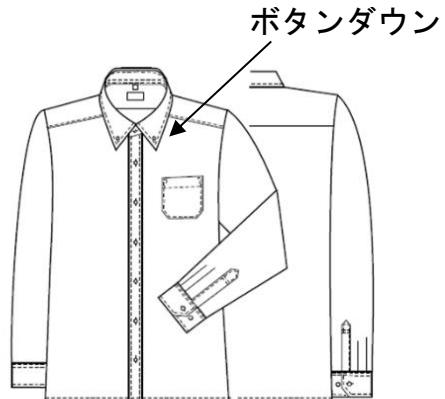
本校の制服について

冬季制服

詰襟型

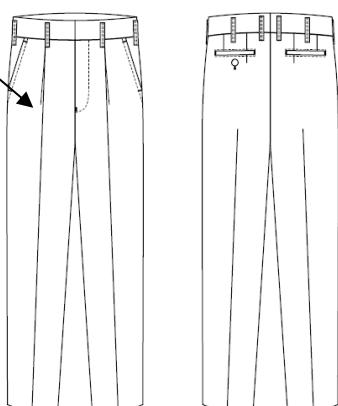


詰襟（第1ボタンは締める）

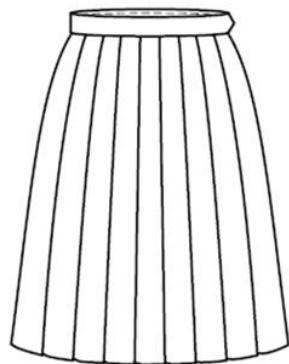
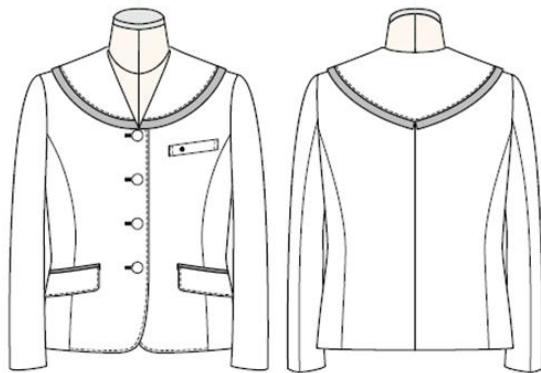


長袖角襟ニットシャツ
(クレリック仕様)

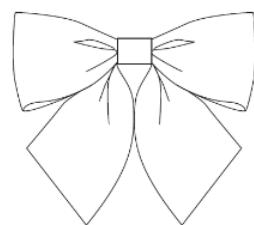
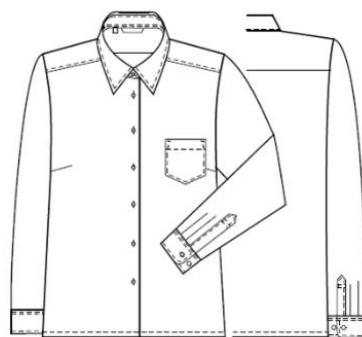
スラックス（ワンタック）



□ ジャケット型



キンロックチェック



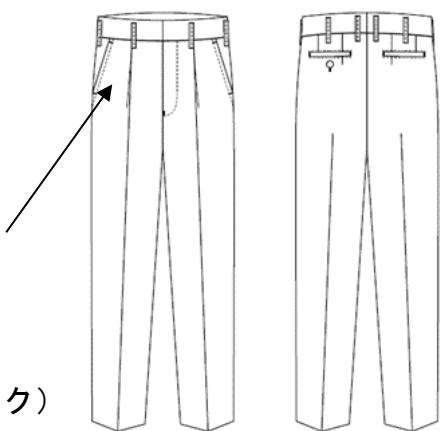
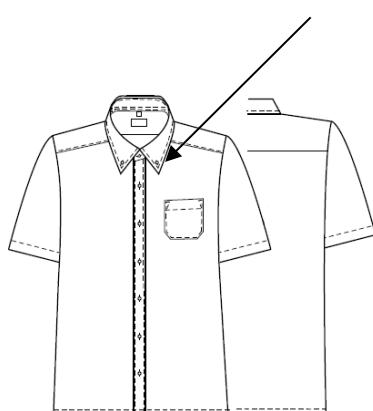
長袖角襟ニットブラウス

ワンタッチ式リボン

夏季制服

□ Yシャツ型

ボタンダウン



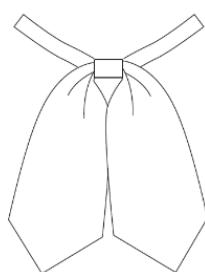
スラックス
(ワンタック)

長袖角襟ニットシャツ
(クレリック仕様)

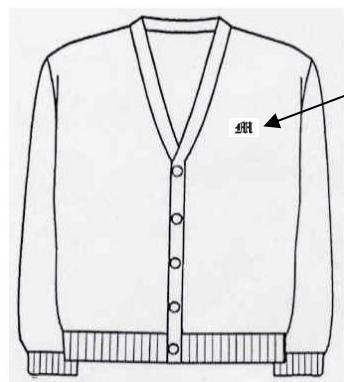
□ ブラウス型



左胸に刺繡（グリーン）



スナップ式ネクタイ



本校指定V襟ニットカーディガン（白）

イ 頭髪

就職試験や進学試験の面接を意識した清潔感のある髪型とし、みだりに流行を追わないこと。パーマや染髪等の加工、極端なデザインカットや編み込み等の作為的な髪型は禁止する。ドライヤーやアイロンのかけすぎによる変色も指導の対象となる。ヘアピンやゴムを使用する際は、華美でないものとする。（黒・紺・茶等）

（4）所持品のきまり

ア 通学用の靴

革靴又はスニーカーとし、華美なものや特異な形のものは禁止する。靴のかかとを踏まない。

イ スリッパ

上履きとして履くスリッパは、学年指定の色のものを購入する。

ウ 通学用のバッグ

歩行や自転車走行、原付走行における安全性を妨げないものとする。

特異な形のものは禁止とし、色や柄については、華美でないものとする。

エ 所持品

所持品には明瞭に記名をする。学業に不必要的もの、風紀を乱すもの、危険な器具を携帯してはならない。違反者は特別指導の対象となる。登下校中であっても指導対象となる。

※違反と指導例

タバコ等・火気類（ライター、マッチ等）、刃物等・・・特別指導

（5）携帯電話・スマートフォンについてのきまり

- ア 学校内では一切電源を入れない。（校内での使用禁止。）
- イ 自転車乗車中及び歩行中の使用は禁止する。
- ウ 携帯電話・スマートフォンに係わるトラブルについては保護者の責任とする。
- エ 校内では自分で管理し、必要に応じて学校で保管してもらう。
- オ 考査時の所持及び考査教室への持ち込みは禁止する。（不正行為とみなす。）
- カ 持込みできる携帯電話・スマートフォンは契約時に保護者が同意した電話とする。
- キ 保護者の責任でフィルタリングの手続きを行う。

2 交通に関する事項

（1）自転車通学

- ア 防犯登録がなされていること。
- イ 完全整備がなされ、自転車保険に加入していること。（TSマークの活用等）
- ウ 自動点灯方式（オートライト、原則前輪と連動しているもの）が装着されていること。
- エ 両輪（前後）反射板（ホイールリフレクター）が装着されていること。
- オ 前かごが装着されていること。
- カ 雨ガッパを持っていること。
- キ ニ重ロック（1つはチェーンなどの輪っか状のロック）ができること。
- ク ヘルメットを着用すること。（安全基準を満たしたもの）を準備すること
- ケ ロードバイク等、必要以上にスピードが出るものは許可できない場合がある。

（2）バイク通学・原付運転免許

- ア 原動機付き自転車による通学は諸条件を満たした場合、免許取得及び通学が可能となります。ただし、通学以外で使用すると、特別指導の対象となります。
　　バイク通学を許可された者以外の原付免許の取得は認めていません。
- イ 自動二輪免許取得は認めていません。

（3）自動車運転免許

- ア 自動車免許の取得については、3年生の2学期以降に諸条件を満たせば、許可しています。
- イ 保護者と一緒に本校で行う自動車学校入校の説明会に必ず参加すること。

3 アルバイトに関する事項

アルバイトは原則として禁止しています。ただし、経済的な理由などやむ負えない場合や長期休業（春・夏・冬）についても、学校に申し出をし、許可制で認めています。

4 その他

（1）特別指導（在籍中は全ての生徒に校則が適用される。（成人を含む。））

次の事項は禁止しており、特別指導の対象となります。御家庭においても御指導ください。

- ア 風紀を乱すような文書、物品の携帯及び風紀上問題がある場所への出入り
- イ 理由の如何を問わず暴力行為、威嚇行為及びその準備行為
- ウ 興行の前売り券その他これに類する物及びその他諸物件の売買
- エ 他人のものの無断使用や悪質ないたずら
- オ その他あらゆる不正行為

次のことについては特に厳しく指導します。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当の理由がなくて出席常でない者
- エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

（2）保護者へのお願い

- ア 生徒の服装頭髪については、日常の御指導をよろしくお願いします。
- イ 違反服、ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等の装身具（学校に不要な物）は、原則として保護者の責任で処分してください。保護者の指導に従わず使用していた場合は、学校で指導します。
- ウ 制服を改造した場合は、新規に購入していただきます。
- エ ドライヤー・アイロンのかけすぎによる変色も指導の対象となります。
- オ 服装頭髪指導が長期休業明け、定期考查終了後、修学旅行直前等に予定されています。特に、御家庭での注意をお願いします。
- カ 服装頭髪指導で指導を受けた後に正さない場合は、該当生徒及びその保護者に来校していただきます。